

総務委員会資料

1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第108号

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する
条例の制定

- 資料1 川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例関係
- 参考資料 川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例新旧対照表

経済労働局

令和4年8月31日

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例関係

1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

コンベンションホールの施設及び設備の利用料金については、当該施設の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離かいがないため、令和元年10月の消費税率引上げによる消費税相当分の引上げを行うことによって、消費税の負担を転嫁することとする。

2 利用実績

	利用件数
令和元年度	387件
令和2年度	299件
令和3年度	366件

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少した。

3 増収見込額

約118万円

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前								
○川崎市コンベンションホール条例 平成28年12月19日条例第87号					○川崎市コンベンションホール条例 平成28年12月19日条例第87号								
別表（第9条関係） 1 施設利用料					別表（第9条関係） 1 施設利用料								
種別		金額				種別		金額					
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	9時～10時			9時～12時	1時～5時	6時～10時	9時～10時		
ホール	区画しない場合	256,170円	341,570円	341,570円	939,310円	ホール	区画しない場合	251,530円	335,370円	335,370円	922,270円		
	区画する場合	ホールA	96,110円	128,150円	128,150円		352,410円	区画する場合	ホールA	94,370円	125,820円	125,820円	346,010円
		ホールB	79,920円	106,560円	106,560円		293,040円		ホールB	78,470円	104,630円	104,630円	287,730円
		ホールC	80,140円	106,860円	106,860円		293,860円		ホールC	78,690円	104,920円	104,920円	288,530円
控室	第1控室	2,780円	3,710円	3,710円	10,200円	控室	第1控室	2,730円	3,650円	3,650円	10,030円		
	第2控室	2,390円	3,190円	3,190円	8,770円		第2控室	2,350円	3,140円	3,140円	8,630円		
	第3控室	2,520円	3,370円	3,370円	9,260円		第3控室	2,480円	3,310円	3,310円	9,100円		
ホワイエ		56,680円	75,570円	75,570円	207,820円	ホワイエ		55,650円	74,200円	74,200円	204,050円		
会議室	第1会議室	5,930円	7,910円	7,910円	21,750円	会議室	第1会議室	5,830円	7,770円	7,770円	21,370円		
	第2会議室	6,050円	8,060円	8,060円	22,170円		第2会議室	5,940円	7,920円	7,920円	21,780円		
	第3会議室	5,250円	7,000円	7,000円	19,250円		第3会議室	5,160円	6,880円	6,880円	18,920円		
	第4会議室	5,270円	7,030円	7,030円	19,330円		第4会議室	5,180円	6,910円	6,910円	19,000円		

改正後

改正前

- 備考 1 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 2 ホワイエの施設利用料は、ホールを区画しない場合その他管理上支障がない場合であって指定管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

- 備考 1 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 2 ホワイエの施設利用料は、ホールを区画しない場合その他管理上支障がない場合であって指定管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット	30,550円
その他1単位 1回	

2 設備利用料

単位	金額
1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット	30,000円
その他1単位 1回	

- 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

- 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。